第六次一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第六次一括法）」が成立した。

本法は、地方分権改革を推進するための新たな手法として導入されて二年目となる提案募集に対し、個々の地方公共団体等からの提案に基づき実現したものである。

特に本改正は、地方分権改革の長年の課題であったハローワークの地方移管について、地方版ハローワークの創設や地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組みの創設等、地方分権改革の大きな前進が図られたものであり、関係者のご尽力に感謝する。

地方版ハローワーク制度の詳細の検討に当たっては、国と同等の機能を持つことができなければ大きな効果は期待できないだけに、今後、政府におかれては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方側と十分協議し、地方の実情に即した具体的な制度設計とすることが必要である。

特に、地方版ハローワークの実効性を確保するため、柔軟な人員対応、財政支援措置及びハローワーク職員用端末へのアクセス権の付与など、国からの支援を充実させることも必要である。

国においては、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、事務権限の移譲等に伴う財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めることを強く望む。

併せて、今後の地方分権改革の推進については、地方公共団体等から提出された具体的な数多くの提案を、可能な限り実現する方向で積極的に検討することを求める。

平成２８年５月１３日

全国知事会
会　長　京都府知事　山田 啓二

全国知事会地方分権推進特別委員会
委員長　鳥取県知事　平井 伸治